

令和5年7月保健業務主管課長会議事要旨

1 日 時 令和5年7月14日（金）9時30分～9時37分

2 場 所 市役所本庁舎地下1階第8共通会議室

3 出席者

（構成員）

各区保健業務主管課長、課長代理

（事務局）

健康局健康推進部健康施策課長

4 議 題

（1）総合福祉システムにおける所得区分の算定方法の誤りについて

（2）その他

（1）総合福祉システムにおける所得区分の算定方法の誤りについて

【こころの健康センター精神保健医療担当課長より資料に基づき説明】

「総合福祉システムにおける自立支援給付等の利用者負担額（負担上限月額）の決定誤りに伴う過支給について」（令和5年4月19日14時報道発表済み）で調査中としていた「令和5年2月～4月の利用実績分」について、調査が終了したので、影響人数及び金額、対応状況について説明を行う。

【事務局】区で対応いただく事はないということか。

【説明者】はい。

【区】区との関わりは基本、保健担当より福祉担当のほうが多いと思うが、どのように説明・連携してもらっているのか。

【説明者】過支給があった方については、該当区の担当者と連携し、全て処理を終えている。

更正決定を行った健康局のほうで、受給者証がまだ有効期間内の方については、総合福祉システムをどのように修正したかについての一覧を、当会議後に、担当者へ送付する予定である。総合福祉システムの個人メモのほうには修正した旨の説明を入力している。